

事係第一執行委員齊藤 猛 職工側上田 三 次外 二名ハ想町志
 平河町五ノ二時計組立部於後室ニ於テ會社側金子常務組立部
 監督天野國三郎顧問兼護士小林保治等ト會見シ劈頭金子常務
 從業員側ノ要求ニ對シ

- 第一 必スレ能ハス
- 第二 所轄官廳ノ認定ニ從フ
- 第三 枚料不足ノ時ハ最近ノ三ヶ月間ノ稼高ノ合計ニ
 日割ニテ計算シ其ノ不足中ノ貸銀ニ支拂フコト
 但シ右數ノ計算ハ出勤日數ニ依ル
- 第四 山福退社ノ場合ニ限り左ノ通り支給ス
 - 一ヶ年以上 二ヶ年未満 二十五円
 - 二ヶ年以上 三ヶ年未満 五十円
 - 三ヶ年以上 四ヶ年未満 七十五円
 - 四ヶ年以上 五ヶ年未満 百 円

五ヶ年以上 六ヶ年未満	百二十五円
六ヶ年 以上	百五十円
七ヶ年 以上	百七十五円
八ヶ年 以上	二百 円
九ヶ年 以上	二百五十円
十ヶ年 以上	二百七十五円

- 第五 拒絶
- 第六 経前通
- 第七 拒絶
- 第八 組合ニ加入シタルノ故ヲ以テ解雇セズ

ト回答シタルニ係第一ヨリ會同會社ノ採リタル行動ハ生産制
 限ニ稱シレ何等理由ナキ解雇シタル團結權ヲ否認スルモノナ
 リト其ノ不詳意ヲ雜誌ニ報知ニ復職ヲ要求シタル為メ金子常
 務ハ別室ニ於テ天野及小林等ト協議ノ結果前記回答以外ハ一